〔作成例１〕

無料低額宿泊所　運営規程（例）

この運営規程は作成例です。各施設の状況により適宜変更して使用してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| **○○○（無料低額宿泊所）運営規程**  （事業の目的）  第１条　〇〇法人〇〇〇（以下「事業者」という。）が設置する無料低額宿泊所　○○○（以下「施設」という。）において実施する社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に基づく「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設を利用する対象者（以下「入居者」という。）に対して、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものとする。  ２　施設は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ３　無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、独立して日常生活を営むことができるかを常に把握するものとする。  ４　入居者が独立して日常生活を営むことができる場合、入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のための必要な援助を行うものとする。  ５　地域との結び付きを重視した運営を行い、千葉市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ６　前５項のほか、社会福祉法及び「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準条例」（令和●年千葉市条例第●号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、施設の運営を行うものとする。  （施設の名称等）  第３条　施設の名称、所在地及び電話番号は、次のとおりとする。  （１）名称　○○○  （２）所在地　〇〇市●丁目●番●号　〇〇ビル●階  （３）電話番号　●●●●（●●）●●●●  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　施設における職員の職種、サービス等の提供に必要な員数は、次のとおりとする。  （１）施設長（管理者）　１名　（常勤・専任）  （２）支援員　●名（常勤　●名、非常勤　●名）  （３）調理員　●名（常勤　●名、非常勤　●名）  （４）〇〇〇　●名（常勤　●名、非常勤　●名）  ２　施設長は、職務として職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し本運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。  ３　施設長及び支援員は、職務として入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。  ４　調理員は、職務としてあらかじめ作成された献立に基づいて食事の調理、食事の提供を行う。  ５　〇〇〇は、・・・・  （職員の勤務時間）  第５条　施設における職員（調理員を除く。）の基本的な勤務時間は、次のとおりとする。  （１）勤務日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、●月●日から●月●日までを除く。  （２）時間　午前●時から午後●時までとする。  （３）上記の勤務日・時間のほか、緊急時に対応できるよう常時連絡がとれる体制とする。  　　　対応電話番号　●●●●（●●）●●●●  （主な入居対象者）  第６条　施設に入居する主な対象者は次のとおりとする。  （１）生活保護受給者  （２）低収入であるために生計が困難である者  （３）その他罹災等により居住できる住居がない者  （入居定員）  第７条　施設の入居定員は計●名とする。  単身世帯部屋　計●名  家族世帯部屋　●室　計●名  ２　施設は、前項の定員を遵守する。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、定員を超えて入居させることができるものとする。  （サービス等の内容）  第８条　施設が入居者に提供する居室の利用及びサービスの提供は、次の各号に定めるとおりとする。  （１）専用による居室の利用  （２）共用による食堂、共用室、炊事設備、洗面所、浴室、洗濯場、トイレ、喫煙室の利用  浴室の利用時間　　〇：〇〇～〇：〇〇  洗濯場の利用時間　〇：〇〇～〇：〇〇  （３）食事の提供サービス  　　　　〇食：提供時間　〇：〇〇～〇：〇〇  〇食：提供時間　〇：〇〇～〇：〇〇  〇食：提供時間　〇：〇〇～〇：〇〇  （４）日用品の提供サービス  （５）基本サービス  　　ア　１日につきおおむね１回以上、居室訪問等による入居者の状  況の把握  　　イ　状況把握を踏まえ、入居者が利用する福祉サービス事業者、  福祉事務所、医療機関その他の関係機関等との連絡調整  　　ウ　入居者からの相談に対する助言  　　エ　その他入居者の状態に応じた支援  （６）金銭管理支援  ２　前項第６号の金銭管理支援は、別途定める「金銭管理規程」に基づいて行う。  （業務の第三者への委託）  第９条　施設は、前条に規定するサービス等の提供に関する業務は、施設の職員によって行うものとする。ただし、次の業務については、第三者に委託することにより行う。  （１）定期的な清掃及び修繕に関する業務  （２）定期的な防災・衛生管理の点検に関する業務  （３）その他臨時的に発生する設備等の維持・管理・運営上必要な業  務であって、入居者の支援に多大な影響を及ぼさない業務  （入居者から受領する費用の種類及び額）  第１０条　施設が居室の利用又はサービスを提供した際には、入居者から費用の支払いを受けるものとし、その種類と内訳は次の各号に定めるとおりとする。  （１）居室使用料　（施設の利用に係る費用）  　　　　１カ月につき●●,●●●円  （２）共益費（共用部の維持管理にかかる物品費、委託費）  　　　　１カ月につき●,●●●円  ・定期的な清掃  ・照明器具交換等軽微な補修  （３）光熱水費（電気料金・ガス料金・水道料金）  １カ月につき●,●●●円  ・居室及び共用設備の電気代・ガス代・水道代  （４）食事費（食材料費及び調理員の配置に係る費用）  　　　　１食につき〇食●●●円、〇食●●●円、〇食●●●円  （５）日用品費（共用の物品購入費用）  　　　　１カ月につき●,●●●円  　・トイレットペーパー、清掃用具等  （６）基本サービス費（状況把握や相談等の支援に係る費用）  １カ月につき●,●●●円  ・　入居者の状況把握、軽微な生活上の相談等を行うため  に配置する職員の人件費、出張交通費、事務所事務費（消  耗品費、電話代等）  （７）その他生活において必要となるものに係る費用であって、その  入居者に負担させることが適当と認められるものの実費  ２　前項第７号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。  ３　入居者が月の途中に入退去する場合については第１項の第１号から第３号まで、第５号及び第６号の費用については実際に入居していた日割りによるものとする。  ４　施設が費用の支払いを受けた場合は、費用の種類ごとの内訳を記した領収証を、当該費用を支払った入居者に対し交付するものとする。  （サービス等の利用に当たっての留意事項）  第１１条　入居者は、居室の利用及びサービスの利用に当たっては、次の各号に定める内容に留意すること。  （１）タバコは、○○（指定場所）で吸うこととし、居室内は禁煙と  する。  （２）けんか、口論、他人への誹謗中傷、酩酊状態での粗野又は乱暴  な言動により、他の入居者、職員又は近隣住民等の迷惑となるような行為をしないこと。  （３）居室等の修理又は造作模様替えや外部の福祉サービス等の利用  を希望する際には予め施設と協議すること。  （４）施設長が行う施設の管理上必要な指示に従うこと。  （緊急時及び事故発生時等における対応方法）  第１２条　緊急時及び事故が発生したときは、状況に応じ、速やかに医療機関、千葉市及び生活保護受給者の場合はその入居者の実施機関等並びに入居者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、完結してから５年間保存するものとする。  ３　居室の利用及びサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （非常災害対策）  第１３条　施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。  ２　施設は、非常災害に備えるため、年に●回以上、定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間を想定した場合を含む。）を行うものとする。  （衛生管理等）  第１４条　施設は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。  ２　施設において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  （苦情への対応）  第１５条　施設は、提供したサービス等に関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次のとおり苦情対応に関する窓口を設置し、苦情対応に関する責任者を定めるものとする。  （１）苦情対応窓口１：〇〇〇　施設長  　　　　　電話番号：　施設と同じ  （２）苦情対応窓口２：〇〇法人〇〇〇本部　○○〇  　　　　　電話番号：　●●●●（●●）●●●●  （３）苦情対応に関する責任者：〇〇法人　〇〇〇  　　　　　電話番号：　窓口２と同じ  ２　前項の苦情を受け付けた場合には、その内容を記録し、５年間保存するものとする。  ３　苦情はサービス等の質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、サービス等の質の向上に向けた取り組みを行うものとする。  ４　施設は、千葉市から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行い、千葉市からの求めに応じて改善の内容を報告するものとする。  ５　社会福祉法第７０条及び第８５条第１項に規定する調査並びに第２項に規定するあっせんにできる限り協力するものとする。  （個人情報の保護）  第１６条　施設は、その業務上知り得た入居者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た入居者等の秘密を保持するものとする。  ３　事業者は、職員であった者に、業務上知り得た入居者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　他の福祉サービス事業者等に対して、入居者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入居者等の同意を得るものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１７条　職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後●カ月以内  （２）継続研修　年●回  ２　職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ３　入居者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、それぞれ完結した日から５年間保存するものとする。  ４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者の意向を十分に考慮して事業者と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。 | ・「○○○」⇒施設の正式名称  ・「○○法人○○○」⇒施設の正式名称  ・「○○○」⇒施設の正式名称  ・「○○○」⇒施設の正式名称  ・施設の所在地は住居表示、ビル名等を正確に記載する。  ・施設長以外の職員については生活支援員、世話人、調理員、事務職員等各施設における具体的な名称に変えて記載する。  ・「●名」⇒提供するサービスの内容に応じた適当数以上の職員数  ・〇〇〇⇒記載例以外の職種がある場合、すべて記載する。  ・第３項及び第４項の内容については、その他、規定した職種ごとに職務の内容を記載する。  ・入居者が助言等基本的な支援を利用できる時間帯が明確になるよう記載する。  ・国民の祝日のほかに年末年始、GW,夏季休暇等を記載する。  ・宿日直の勤務体制をとる場合には（３）に「〇時から〇時までは上記のほかに宿日直勤務の職員を〇名配置し、保安確認、緊急時の対応等の業務を行う。」等記載する。  ・ほかにも入居が想定される者がある場合は生計困難者の範囲に限らず記載する。  ・生活保護を受給していない年金受給者などは、（２）に該当するものとする。  ・女性専用棟などを別に設ける場合は、明記する。  ・専用と共用を分けて記載する。  ・他施設と設備を共用する場合は、それも分けて記載する。  ・他にも利用時間が決まっている設備については、記載する。  ・「〇食」⇒朝食、昼食、夕食のように提供する食事のみ記載する。  ・・そのほか実施するサービスがあれば、  記載する。  ・ほかに外部に委託する業務がある場合にはそれを記載する。  ・職員として雇用せず、個人に委託する場合、その業務についても記載する。  ・入居者の今後の生活に影響が大きい契約内容の説明、相談に対する助言、連絡調整、金銭管理支援等の業務は外部委託する業務としては不適切となる。  ・居室使用料の異なる居室がある場合は、区分して記載する。  ・共益費はほかに維持管理に係る額として必要なものがあれば記載する。  ・共用部分に要する光熱水費や共用で使用する物品の購入に要する日用品費について、共益費として分類するか、光熱水費や日用品費として分類するかは事業者の判断によって差し支えない。  ・居室ごとにメーターが設置されており、居室ごとの使用実績が確認できる場合は、その額に共用設備の電気代を加えた額としてよい。  ・「〇食」⇒朝食、昼食、夕食のように提供する食事のみ記載する。  ・日用品費はほかに共用品で日常的な使用で消耗する額として必要なものがあれば記載する。  ・（１）～（６）以外にも、予め額を定めて設定するものがある場合には記載する。  ・原則として内容は自由だが、「外出する際には予め許可を得ること」といったような合理的な理由なく入居者の権利や自由を著しく制限することは不適切となる。  ・施設の安全管理や支援上の必要により、火器の使用や飲酒自体を禁止する場合は修整して記載する。  ・苦情に関する窓口は複数設置することが望ましい。施設の職員でない者であってもよい。特に施設長以外に職員がいない又は少ない施設については、責任者は施設長ではなく、法人本部等で相応の役職にある者が望ましい。  ・運営規程には職名のみ記載し、施設内には具体的な職員氏名を記載したものを掲示等されたい。  ・「苦情対応窓口１」等は「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」等、必要に応じて変更してよい。  ・「千葉県運営適正化委員会（043-2426－0294）」などを記載してもよい。  ・諸記録は、社会福祉サービス等の提供の記録、入居者から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録、サービスの提供により事故が生じた場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録など  ・運営規程を変更する場合は、「附則　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。」を順次追記する。 |